株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十四年一月二十三日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式五十二万株
二、払込金額又はその算定方法　一株につき金五〇円
三、現物出資に関する事項　該当なし
四、払込期日　平成二十四年三月十五日
五、増加資本金及び資本準備金　自己株式の処分により行うため該当なし
六、割当先　特定の第三者

以　上

平成二十四年二月十七日
大阪市中央区備後町三丁目三番一一号
小泉産業株式会社
代表取締役社長　梅田　照幸

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年三月十六日です。

平成二十四年二月十七日
埼玉県富士見市羽沢三丁目二七番二号
（甲）株式会社すみや
代表取締役　遠藤　俊一
埼玉県狭山市南入曽五六四
（乙）株式会社エフケイ
代表取締役　遠藤　俊一

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、平成二十四年二月十四日開催の臨時株主総会において全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年三月二十九日の前日までに株券を当社にご提出下さい。

なお、期日までに提出されない株券は無効となります。

平成二十四年二月十七日
三重県四日市市西山町七五九九番地三
エフエムよっかいち株式会社
代表取締役　塩冶　憲司

合併につき株券等提出公告

当社は、大伸総業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年三月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年二月十七日
静岡県駿東郡清水町八幡二四四番地の二
株式会社大伊豆企画
代表取締役　古屋　町代

社債権者集会決議認可公告

平成二十四年一月二十四日開催の当社第十回、第十一回、第十二回少人数利付私募債社債権者集会の左記決議について裁判所の認可（徳島地方裁判所平成二十四年二月一日決定）を得ましたので公告いたします。

社債権者各位

記

株式会社デンタスが平成十九年三月一日に発行した第十回少人数利付私募債の償還期限を以下のとおり変更する。

償還期限

「平成二十四年二月二十九日」を「平成二十七年二月二十八日」に変更する。

株式会社デンタスが平成十九年四月一日に発行した第十一回少人数利付私募債の償還期限を以下のとおり変更する。

償還期限

「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に変更する。

株式会社デンタスが平成十九年五月一日に発行した第十二回少人数利付私募債の償還期限を以下のとおり変更する。

償還期限

「平成二十四年四月三十日」を「平成二十七年四月三十日」に変更する。

平成二十四年二月十七日
徳島県徳島市問屋町四八番地
株式会社デンタス
代表取締役　島　文男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山田茂晴が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年二月十七日
東京都港区高輪三丁目二五番二三号京急第二ビル六階
Cinterion Wireless Modules GmbH
神奈川県大和市つきみ野六丁目四番地三
日本における代表者　山田　茂晴

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十四年三月二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的
特定資産の売却金、消費税の還付その他の方法で当社が受領した金銭、又は減価償却により生じた余剰金から、必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資消却原資」という。）を優先出資社員に対して分配すること。
二、優先資本金の額の減少をする要件
資産流動化計画の計画期間中に優先出資消却原資がある場合、取締役が相当と判断すること。
三、優先資本金の額の減少をする時期
取締役が、適切と判断する時期
四、減少する優先資本金の額
金三千五百九十万円
五、消却する優先出資の種類及び口数
消却する優先出資の種類はすべての優先出資とし、その口数は三千五百九十万口とする。
六、消却の方法
当社は、優先出資消却原資を上限とする一円の整数倍で取締役が相当と判断する額及び優先出資を消却する旨を全優先出資社員に書面で通知し、消却を希望する優先出資社員が保有する優先出資の中から消却する。
七、消却に要する金額
金三千五百九十万円

平成二十四年二月十七日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
全盛特定目的会社
取締役　藤田　収二

優先資本金の額減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を一億二千万円減少し、四十五億八千百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は、平成二十三年十二月二十六日付官報の号外第二百八十一号五十六頁に掲載されています。

平成二十四年二月十七日
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階
Global Property Fund 2 特定目的会社
取締役　五十嵐メルビン

優先資本金の額減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を八千万円減少し、四十九億八千三百三十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は、平成二十三年十二月二十六日付官報の号外第二百八十一号五十六頁に掲載されています。

平成二十四年二月十七日
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階
Global Property Fund 3 特定目的会社
取締役　五十嵐メルビン

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二六	六	上	北里大学海洋生命科学部海洋科学科（食品衛生管理者養成課程）	北里大学海洋生命科学部海洋生物科学科（食品衛生管理者養成課程）
〃	〃	一四～一三（終りから）		
〃	六	下	ρ	ρ
〃	〃	二	ρ	ρ
〃	〃	四	ρ	ρ

（原稿誤り）

平成二十三年十二月二十七日国土交通省告示第千三百十八号（津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十六日付特第四号二ページ●調達第三二号四〇ページ●ージ●同月十七日付第三七号九六ページ●同日付政府一月二十四日付衆会第一号㈠二四ページ●同㈡二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）